

◎新潟県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新潟市及び燕市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業羽黒地区に係る換地処分をした。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一